

業務時間外の証明書等交付や各種届出等に関する取扱業務一覧表

「○」…お取り扱いします 「△」…平成29年3月31日でお取り扱いを終了します 「ー」…お取り扱いしていません

取扱業務	窓口延長(本庁舎) 17:15～19:15		土曜日開庁 9:00～12:00		郵送	駅前 申請箱	その他	担当課	
	火曜日	木曜日	本庁舎	国府支所					
証明書等 交付業務	住民票の写し	○	△	○	△	○	△	(A)	町民課
	印鑑登録証明書	○	△	○	△	ー	ー	ー	町民課
	戸籍謄本(抄本)	○	△	ー	ー	○	△	ー	町民課
	税務証明	○ (注1)	△ (注1)	ー	ー	○	△	ー	税務課
申請・ 届出	住民異動届(転入・転出・転居等)	○	△	ー	ー	ー	ー	ー	町民課
	印鑑登録	○	△	ー	ー	ー	ー	ー	町民課
	戸籍届(注2)	○	△	ー	ー	○	ー	ー	町民課
	国民健康保険業務	○	△	ー	ー	ー	ー	ー	町民課
税金な どの納 付	町税(町民税・固定資産税・軽自動車税) 国民健康保険税	○	△	ー	ー	ー	ー	(B) (C)	窓口延長:会計課 その他:税務課
	保険料(介護保険料等)、保育料など	○	△	ー	ー	ー	ー	(B)	窓口延長:会計課 その他:税務課
	国税・県税	町ではお取り扱いできません。指定の金融機関等をご利用ください							
上記以外の業務	業務時間内(平日8:30～17:15)での手続きをお願いします								

注1…町民課戸籍係でお取り扱いしています。発行が可能かどうか税務課まで事前確認をお願いします。

注2…受付時間以外の時間は、日直または宿直による届出の受領のみとなり、翌開庁日の審査となります。

また、受付時間内であっても、届出の内容によっては翌開庁日の審査となります。(他市町村への照会が必要な場合など)

※転出届は郵送でもお取り扱いしています。

【その他の取扱方法について】

- (A)…官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、旅券、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付き))をお持ちの方は、大磯町以外の市区町村でも広域交付を受けることができます。
手続の方法は、各市区町村のホームページ等でご確認ください。
- (B)…庁舎内の納付窓口以外では、町指定金融機関窓口での納付または口座振替による納付ができます。
- (C)…バーコード付きの納付書はコンビニエンスストアで納付することができます。

◆◆◆ 業務時間外の取扱業務の変更について ◆◆◆

平成29年4月1日から取扱業務の一部見直しを行います。見直しによる変更点は次のとおりです。
利用者の皆さんにはご不便をお掛けしますが、ご理解をお願いします。

- ① 木曜日の窓口延長を終了します
⇒火曜日の窓口延長は継続しますので、火曜日にご利用をお願いします。
- ② 国府支所における土曜日開庁を終了します
⇒本庁舎で土曜日開庁を行っていますので、本庁舎までお越しください。
- ③ 駅前申請箱での申請書等の受付を終了します
⇒お手数ですが、業務時間内に窓口にお越しいただくか、郵送による手続きをお願いします。

【問合せ先】 大磯町役場 TEL:0463-61-4100

町民課(戸籍係:内線272、保険年金係:内線274)、税務課(町民税係:内線253、資産税係:255、収納係:251)、会計課(内線279)